

陳情第58号	受理年月日	令和3年11月17日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	災害発生時の安定的な医療体制について	
要旨	<p>福岡県済生会八幡総合病院の、八幡西区則松地区への移転計画が進められているが、当該地区は、高潮ハザードマップで最大5メートルの浸水が想定される災害危険地域に該当しており、災害発生時には地域医療の停滞や混乱が想定されている。</p> <p>北九州市保健福祉局は、平成29年8月に開発審査会に送付した副申の中で、同病院の移転は地域医療行政の観点から望ましい、と意見を述べているが、災害発生時のリスクについての言及はなかった。移転のメリットだけを抽出して望ましいとした副申の内容は、地域医療を所管する保健福祉局が、市民の生命を軽んじていると指摘せざるを得ない。</p> <p>災害が多発する昨今、市内のいかなる場所であっても、新設病院が災害に遭遇する可能性は否定できないが、災害危険地域と分かっているながら移転が望ましいとしたのであれば、地域住民を安心させるため、そのリスクを最小限に抑え、安定的な医療体制を確保する考え方も示すべきである。</p> <p>については、下記のとおり措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 保健福祉局は副申の中で、移転のメリットを列挙しているが、デメリットについて何ら言及がないことから、高潮の災害危険地域ということも踏まえたデメリットについて説明し、それでもメリットがデメリットを上回るというなら、その根拠を示すこと。 移転後、高潮により最大5メートルの浸水が起こった場合に想定される、病院の被害及び対応について、何階まで浸水するのか、昼間・夜間別の駐車場の被害台数、移送が必要となる入院患者数及び緊急車両が入っていけるかなど、具体的に示すこと。 浸水で病院機能が停止した場合、市としてどのように病院機能を補 	

(続 く)

完していくのか説明すること。

- 4 災害により、人的又は物的被害が出た場合、災害危険地域への移転について、副申で望ましいとした市の責任について説明すること。